

## 第 282 回一関市教育委員会定例会 会議録

### 1 開催日時

開会 令和7年10月29日(水)午後1時30分

閉会 令和7年10月29日(木)午後2時39分

### 2 会議の場所

一関市役所花泉支所 201 会議室

### 3 出席者

教育長 時 枝 直 樹

委員 伊 藤 一 志

委員 佐 藤 一 伯

委員 桂 島 加奈子

委員 大 浪 友 子

### 4 会議に出席した関係者及び職員

教育次長 千 葉 せつ子

一関図書館長 藤 倉 忠 光

副参事兼学校教育課長 八 木 浩 司

副参事兼文化財課長兼骨寺荘園室長 氏 家 克 典

副参事兼一関市博物館次長 佐々木 修 路

教育総務課長 千 葉 邦 雄

いきがづくり課長 小野寺 和 宏

教育総務課長補佐兼庶務係長 宮 野 真知子 (記録)

### 5 議題及び議決事項

教育長職務代理者の指定について

議案第 17 号 一関市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令の制定について

### 6 報 告

(1) 行事報告及び行事予定について

### 7 その他

- (1) 令和7年度学校教育行政の重点について（健やかな体）
- (2) その他

## 8 会議の議事

○教育長 第282回一関市教育委員会定例会を始めます。

### 教育長職務代理者の指定について

○教育長 2の議事に入ります。議事日程第1、教育長職務代理者の指定について、事務局から仕組み等について簡単に説明をお願いします。

教育次長。

○教育次長 それでは、私の方から説明させていただきます。2ページ目をお開き願います。議事日程第1、教育長職務代理者の指定についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長職務代理者を指定するものでございます。3ページの参考資料をお開きください。3ページの上段に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を載せております。第13条第2項において、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとされております。次に、一関市教育委員会教育長職務代理者の指名及び職務の委任に関する規則を掲載しておりますが、第2条において、教育長職務代理者は教育長が指名するという規定となっております。また、任期につきましては、第2項において1年とするとしており、ただし、再任させることができるという規定であります。以上の法律と市教育委員会規則に基づきまして、この議案を提案するものであります。

○教育長 教育長の指名ということでありますので、私から指名をさせていただきます。教育長職務代理者につきましては、伊藤一志委員によろしくお願いしたいと思います。突然で申し訳ございませんが、よろしくお願いいいたします。

これにつきまして、委員の皆様から特にご質問はありますか。よろしいでしょうか。では、伊藤一志委員、どうぞよろしくお願いいいたします。

### 議案第17号 一関市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令の制定について

○教育長 議事日程第2議案第17号、一関市立学校職員の服務規定の一部を改正する訓令の制定について事務局からお願いします。

教育次長。

○教育次長 5 ページ目をお開きください。議案第 17 号一関市立学校職員の服務規定の一部を改正する訓令の制定についてでございます。こちらは岩手県教育委員会職務規定の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。改正の詳細につきましては学校教育課長から説明させます

○学校教育課長 (説明)

○教育長 ただいま事務局から改正についての説明がありました。これにつきまして、何か質問等ありますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 これは育児の場合ですが、女性だけでなく男性も対象となるのでしょうか。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 男性も該当します。

○教育長 ほかにございますか。

大浪委員。

○大浪委員 育児休業法における休業申請する際の文言を初めて拝見したのですが、今の世の中というのは育児も重要ですが、介護についてはどのようになっているか、もし分かれば介護に関する休業や時間単位の休暇などについて教えていただきたいと思えます。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 介護に関するものは、特別休暇の中に位置づけられております。市であれば今年度から給与が発生する形での特別休暇となっておりますし、学校においても看護休暇の中に高齢者も位置づくような形で休暇の在り方が拡大しております。

○教育長 介護休暇につきまして補足いたします。特別休暇として位置づけられている有給の休暇と、通算 6 月以内の期間取得できる特別休暇とは別の介護休暇があります。こちらは無給となります。対象 1 人については一度だけの取得という制度となっております。

ほかにございますか。

桂島委員。

○桂島委員 育児の部分休業についてですが、これは短時間育児休業中の短時間労働の時間変更と同じ扱いでしょうか。それとも別のものでしょうか。

○学校教育課長 これは別の仕組みです。この部分休業については、頭 2 時間、終わり 2 時間の中から選ぶことができます。その時間帯は給与が発生しないということになります。ただし、育児時間簿の中に、例えば出張でそこに用務が入ったりした時に、部分休業ではなくなりますという届けをすることで、そこに給与が発生する。そういうような仕組みをもった書類ということになります。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

それでは議案第 17 号、一関市立学校職員の服務規定の一部を改正する訓令の制定について賛同される方は挙手をお願いします。  
賛成満場で承認されました。ありがとうございます。

## 報告(1) 行事報告及び行事予定について

○教育長 2の報告に入ります。(1)行事報告及び行事予定についてです。行事報告については私から報告させていただきます。資料No.1の1ページ目、前回9月25日が教育委員会の定例会でしたので、それ以降の日程についてお話をさせていただきます。

27日、いちのせきITキッズ養成プロジェクトの最終回の7回目と閉講式を千厩小学校会場で行いました。受講生は小学校5年生、6年生の17名で、当日の出席者は16名でした。講座ではC a n b aを使って、ITキッズのまとめとして、ITキッズを紹介したり、自分が学んだことを動画に編集する活動を行っておりました。日常の学校生活の中でタブレットの活用が進んでおり、スキルが身につけていると感じたところです。小学生の時期にICTを学ぶことの効果は大きいと感じる事業でした。

29日、一関小学校の総合訪問が行われました。

10月2日には大原小学校の総合訪問が行われました。両校とも委員の皆様にも出席いただきありがとうございました。

5日、骨寺村荘園稲刈体験交流会が行われました。約140名の方に参加していただきました。米オーナーの方、大学の学生、市の職員、地元の方々、そして巖美小学校、巖美中学校の児童生徒にも参加していただきました。今年は猛暑と渇水の時期が長く心配されましたが、生産者の方の努力で例年どおりの実りの秋を迎えたと聞いております。昼食時には地元の神楽も披露されました。今後も素晴らしい景観と国史跡である骨寺村荘園遺跡を今後も守っていこうという一日になったと思っております。

8日、花泉小学校の学校公開研究会が開かれました。教育委員の皆様も対応いただきありがとうございました。

9日、市長就任式が行われ、教育次長、一関図書館長とともに出席してまいりました。

同日、骨寺村荘園遺跡指導委員会が開催されました。この委員会は骨寺村荘園遺跡の調査研究と整備活用について委員の方から指導助言をいただくことが目的です。昨年度から文化的景観部会と史跡部会の2つの部会を設けており、今年度既に部会は開かれております。文化的景観部会からは農村景観保存計画の改定に向けて、重要建物と水田の調査が行われており、その経過報告がなされました。重要建物の報告については10月19日にその価値を伝える報告会を行うこととしました。史跡部会では遺跡の確認調査が行われておりその報告がなされておりました。一関本寺の文化的景観の本質的価値が再認識されて、

その価値を共有していくことが、今後の本寺地区の地域づくりに関わりと考えているところでもあります。

10日、幼小中高特高専大の学校運営委員会が開かれました。12月に講演会を行う予定で、その運営について協議いたしました。講師の候補は岩泉ホールディングス株式会社の代表取締役社長山下鉄也さんです。岩泉ヨーグルトを始めとして地域ブランド確立のための商品開発や販路開拓をされている方で、地域社会の発展に貢献することを経営理念に持たれている方ですので、キャリア教育の視点から学校経営にとっても有意義なお話を聞けることが期待されております。

12日、花泉マラソン「瀬古利彦杯」の開会式に副大会長として出席して挨拶を述べてきました。今年の大会には、一般社団法人スポーツコアの代表理事で、アトランタオリンピック女子1万メートル7位、シドニーオリンピック女子1万メートル10位と活躍された川上優子さんをゲストとしてお招きしました。エントリーした選手は512人でした。

14日、きこえとことばの教室・LD等通級指導教室に係る要望のため、ことばを育む親の会一関支部役員が訪問され要望を受けております。

15日、第2回の就学支援委員会が開催されました。今回は小中学校に在籍している児童生徒についての就学意見の決定の委員会です。対象人数はここ数年最多人数を更新しております。

16日、令和8年度から令和17年度までの教育振興基本計画を策定する第3回検討委員会が開かれました。今回は前回のワークショップで出された意見・提言を基に、序論・総論・各論の骨子案について協議していただきました。次回は骨子案の修正と基本目標、各論の案を協議する予定となっております。

17日、岩手県中学校新人大会の軟式野球競技が一関会場で開催されることから、軟式野球競技の県の専門部長と専門委員長の訪問を受けました。

18日、一関運動公園野球場で行われた大会を視察いたしました。

同日、一関文化センターで開催されたみちのく二夜庵俳句大会の表彰式に出席してまいりました。一関俳句協会の主催で一関文化祭に参加されての開催で、私の方からは小中学校の部の表彰を行いました。

19日、重要文化的景観一関本寺の農村景観重要建物調査報告会、先ほどお話いたしました指導委員会に基づくものですけれども、骨寺村荘園交流館若神子亭で開催いたしました。地域の方に骨寺村荘園遺跡の建物の価値を伝えることを目的として開催したものです。委員の東北工業大学の中村教授から資料をもとに報告をしていただき、一関本寺の文化的景観の本質的価値が再認識された会となったと思っております。今後も、景観を持続可能なものとしていくために取り組んでいる市の保存計画に、何とか改定につなげていきたい

と考えているところです。

21日、市議会10月招集会議が24日までの日程で招集されております。

22日、一関市民憲章推進大会が大東コミュニティーセンター室蓬ホールで開催され、出席してまいりました。一関市民憲章の表彰に引き続き、花いっぱいコンクールの表彰も行われ、教育長賞の授与を行ってまいりました。

23日、岩手県市町村教育委員会協議会教育長部会が久慈市文化会館アンバーホールで開催され、令和7年度の事業計画等の報告がありました。協議の中で教育委員部会については、毎年1月に開催している協議会主催の教育長・教育委員研修会と統合することが出されております。背景については教育委員部会の設置は平成27年度の地方行法の改正による教育委員会制度の改革により、教育委員長職が廃止されたことに伴う移行期間措置であったことの説明がありました。その関係から初期の目標は達成されたということで教育長・教育委員研修会と統合するということでもあります。

その後の情報交換では、全県的な課題となっております不登校への対応、指導主事の配置見直し、義務教育学校の設置についてが取り上げられたところです。

25日、一関青年会議所70周年記念式典並びに祝賀会が開催され出席してまいりました。感謝がつなぐ未来をスローガンに未来を担う子どもたちが夢を描ける地域社会を実現しようという熱心に取り組まれていることが伝わる会であったと思っております。

27日、伊藤一志委員が新たな任期の教育委員会の委員として任命された辞令交付式に侍立いたしました。また4年間よろしくお願いいたします。

28日、一関地方校長会の会長、会長代行の2名が来所され学校施設関係の改善の要望を受けたところです。

同日、第2回の社会教育委員会が開かれました。一関市教育振興基本計画の骨子案、一関市立図書館振興計画の素案、そして令和8年度の社会教育の必要課題に対する共通取り組みについて事務局から説明を行い、委員の方から意見をいただいた会となりました。

行事報告については以上です。何かご質問等ありますか。よろしいでしょうか。

それでは行事予定についてお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（説明）

○教育長 次回の教育委員会定例会議ですが、11月26日の水曜日でよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。あと学校関係では、11月18日の千厩小学校の学校公開、21日の大東中学校の学校公開の対応もよろしくお願いいたします。また11月3日の市勢功労者表彰式のご案内が行っていると思いますので、ご対応をよろしくお願いいたします。

そのほか行事予定について、何かご質問等がありますでしょうか。

それでは2の報告については終了いたします。

#### その他(1) 令和7年度学校教育行政の重点について（健やかな体）

○教育長 学校教育行政の重点、健やかな体について事務局から説明がありましたが、何か質問等がございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 健やかな体の中で気になりますのは肥満ですけれども、時代が変わったのでしょうか、都会の方の子どもたちは歩く時間と歩く距離がわりとある。それほど肥満が目立たないのですが、田舎の場合は遠くなるとスクールバスや家庭の送迎をあったりして、子どもたちが実質歩くということが減ってきている。外で遊ぶ機会が少なくなってきたことも懸念されます。そういうことも踏まえて影響を及ぼしているのがあるのではないかとということが考えられます。そこにスマートフォンがあると家庭に帰っても自分の部屋に閉じこもってスマートフォンを使用しているということで、使う時間が非常に多いという。子どもたちが特別なことでない限りは、例えば部活動に所属していてその中で頑張るといような時間以外は、ほとんど体を動かすことがないような環境にいるように感じます。そのあたりが、今回のデータに影響しているのではないのでしょうか。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 様々な生活のあり方そのものが影響していると捉えておりました。学校で何か手は打てないか、体育の充実と運動量の確保というものがあります。このままでは良くないと思いますので、学校として何ができるかという観点で、子どもたちに投げかけていく必要があると思います。学校の中での生活の充実、運動量の確保、今は熊が怖くて校庭でもなかなか遊べない状況ではありますが、どの子も周りに関わりながら、スポーツテストでもいいデータが出ているものもございますので、そういう部分を各校に広めながら、子どもたちが体を動かすのが好きな状況、環境を作るために努力してまいりたいと思います。

○教育長 ほかにございますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 三つくらいお伺いしたいこと、申し上げたいことがございましてます。肥満傾向の件についてですが対策として学校教育課長からお話があったように、学校でできることとしては体力の向上に向けた様々な取り組みということになるかと思います。それで肥満傾向がグラフで見ると小学校中学年に多い、あるいは痩せ傾向もあるという

お話もありましたけれども、その後、中学校、高校、社会人とその方々の追跡をしていて健康に影響がどうであったかを確認していただたくことも必要かなと思います。と言いますのも、仮に小学校中学年で肥満傾向にあることを三者面談等で注意をしていくとした場合、その注意の仕方が適切であればいいのですけれども、結果的に中学校、高校と成長していくにつれて、十分健康な状態になったとした場合、あまり過度に痩せていたり、太っていたりということを指摘することが精神的な苦痛になったり、あるいはいじめまでいかなくてもコンプレックスになったり、そういったことによるマイナス面にならないように、そういったところも気になるので、肥満になることによる健康への影響等が科学的にもある程度調査の上での教育施策だとは思いますが、そのあたりはどこまでの肥満が許容されて、どこまでのやせ傾向が許容されるというところは体質等もありますので、そのあたり注意をする時にその人の体格などを過度にコンプレックスあるいはハラスメントを受けたというような形にならないようにというところが、後々子どもの時に自分が太っていることを注意されたということが体験としてマイナスになるようなことがない方がいいなということが一つです。

規則正しい生活というのは大事なのかなと思っております。睡眠時間を確保する、早寝早起きをして、朝食をきちっと摂るという形をとっていくことによって学校生活も寒い日も暑い日もあり、朝から夕方まで授業や様々な行事に取り組んでいますから、健康状態を保っていくということは規則正しい生活の維持というのが重要だと思っております。それが家庭教育 10 か条等によって規則正しい生活習慣をとるという形で取り組みがなされておまして、規則正しい生活を確保していただくということが重要なのだろうなと思っております。

スマートフォン等の使用についてです。携帯電話の所持率が高いというグラフも資料として頂戴しておまして、一関市教育委員会ではPTA等と連携して「居間8、居間9ルール」に取り組んでいると、これも大変有意義な取り組みだと思っております。ほかの自治体ですと、愛知県豊明市がスマートフォンの適正使用に関する条例を今月から施行したという話題があつて、豊明市の場合は1日2時間以内の使用ということが条例化されて、それによって罰則があるわけではなく、大人も含めて条例化している。そういった取り組みもあります。「居間8、居間9ルール」も一関市として一つの条例的な形に取り組んでいく。今の段階で小中学校の児童生徒向けのルールですが、大人の方は午後10時、11時まで使っていると、またそこで親も模範を見せるというようなことも考えて思い切って大人も含めて皆でスマートフォンに向き合っていこうという形で、もう一步踏み込んだことも検討してもいいのかなと思っております。

○教育長 学校教育課長。

○**学校教育課長** ありがとうございます。このデータの数字は結構な人数ですが、これらの子どもたちは肥満傾向にある子ということで、標準体重の2割くらいの増加状況にあるお子さんのみを取り上げられています。軽度肥満と重度肥満があり、中には35%を超えてしまうようなお子さんもおります。当然、身体機能そのものにも影響が及ぶ。ただ場合によっては、体質的なものや病気とかということもあり得るものも含めて、保健室でもおうちの方と相談しながら健康管理というものには十分注意を働かせているところでした。追跡が必要ではないかということですが、小中学校においては小学校1年生から中学校3年生までの経過を確認しながら、中学校卒業の段階では、小学校1年生の時から自分の身長と体重の推移を折れ線グラフにして子どもたちに渡しております。これにより、自身の成長を確認するとともに、健康面に注意を払ってもらいながらというところで、推移としましては9年間の中で行っているところです。

家庭教育10か条の早寝早起きは、本当に必要なことだと思います。「早寝早起き朝ごはん」社会教育でも謳っているとおりでこれは推進していきたいですし、全国学力調査の中の児童生徒質問紙にも位置づいているものでした。継続して見ていき、また学校と共有するデータとして活用してまいりたいと思っております。

「居間8、居間9ルール」の条例的な取り組みについてのご提案、ありがとうございます。なかなか浸透していません。まず小中学校段階の子どもたちの生活習慣への浸透というものに力を入れながら取り組んでいきたいと考えているところです。

○**教育長** 補足しますと、肥満傾向の児童生徒への健康指導というのは、身体測定後の数値については記録簿等に記載して保護者をとおしてお渡ししますが、体重が多いから肥満だという指導よりは、内科健診や小児生活習慣病予防健診の結果、医学的なものや科学的なものを基に指導することが多いですので、学校の中で子どもたちの容姿に関することというよりは、健診や測定値などの数値的なところから見ていく。先ほど学校教育課長が申しましたとおり体重と身長の折れ線グラフの方から、自分たちに何が足りないかと考えるようなところがあります。健康診断の記録表については、公簿として小学校から中学校、中学校から進学先の高等学校には引き継がれていきますので、それを基に考えられていることとなります。

スマートフォンにつきましては、どちらかと言うと家庭教育の中で扱っていくもので決定していくものと考えております。学校と警察の生徒指導連絡会においても、スマートフォンが課題であるとの認識が共有されております。子どもたちの健全育成の組織がある中で話題になったことは、スマートフォンを持たせ方というのは持たせる年齢になった小学校の保護者よりも、幼児期の頃から適切な使い方や危険性について指導しなければいけないというようなこともありましたので、小中学校はもとよりですが、教育振興運動等の市民

センター等の地域の取組の中でも継続して話題にしていくということで、地域全体で見えていくという視点も必要なのかなと思っておりました。

ほかにございますか。

桂島委員。

**○桂島委員** 体育授業の充実についてですが、体力テストが5時間目にあると記録が伸びないというのを聞きました。昼食後すぐにシャトルランのようなハードワークをすると途中で体調不良になることもあるようです。体力テストの種目によっては5時間目に行わないようにした方がよろしいのかと思います。

また、「居間8、居間9ルール」についてですが、私が教育委員に就任した際、我が家でこれを徹底してやらせていただきました。うちの子どもたちからは強く反発されました。我が家では中学校を卒業するまでスマートフォンは持たせない方針でしたので、タブレットでのゲームをするので「居間8、居間9ルール」を徹底しました。その際は時間を守ってやることの重要性を説明し、子どもたちも渋々守っておりましたが、高校生くらいになってから「あの時制限してもらってよかった」と言ってくれました。やはり当時は納得していなかったのだなと思いました。ルールを守らせようとすると、例えば午後8時または9時に終了するなら、宿題を後回しにして先にゲームをしようと考えたり、休日は早い時間から始めようとしたり、早朝なら良いのかという議論になったりします。当時、子どもたちを十分に納得させる説明ができていなかった点が反省点であり、このルールの運用は非常に難しいと感じております。

**○教育長** 学校教育課長。

**○学校教育課長** 水泳でも体力テストと同じことが言えて、食べた直後に水に入るのは良くないというのがあるので、実施には適切な時間帯を考慮する必要があります。学校でマラソン大会行われる時、小学校は1・2年生、3・4年生、5・6年生が大体同じ距離を走ります。奇数の学年の時の記録が、次の学年の自身の標準記録となっていくって、個人内で目標を持たせるとかそういう部分ですごく効果的になっています。

**○教育長** ほかにございますか。

大浪委員。

**○大浪委員** スマートフォンについてですが、私も最近ではA Iをかなり活用して、仕事の面でも自分はずごく英語ができないことがコンプレックスなのでA Iに聞いたら、易しいアプリを教えてくれて、そこから始めて10日になりますが、A Iにここがわからないと聞くとすごく親切に教えてくれます。数学も答えだけを教えるのではなく過程もなぜこうなるのかということ、まるで教師かのように教えてくれるという世の中大変な時代になったということ、をすごく感心させられる。A Iの進歩というのはすさまじい

など思っております。低学年の時からそういうものを使ってとは思わないのですが、スマートフォン等の活用方法については、かなり家庭での教育というか、幼少期の頃からの指導というのが重要だと感じます。私は使い方の中でゲームよりも知らない人とつながるSNSの使い方がもっと危険がある。そして、今の子どもたちは自分の性に関して、少し軽く見ているところが全国的にあるというようにも感じています。そこと併せて、知らない人とはつながらないということをゲーム内でもそうですが、SNSよりもゲーム上で知らない人とつながって、そこから事件に発展することは今も起きている問題ではあると思うので、そこをしっかりと家庭でも管理していただいて、なおかつ深入りしすぎないということを逐一指導していくことが大事なのかなと思っております。

肥満傾向についてですが、肥満というのは子ども自身ではどうすることもできず、家庭環境、特に食生活の影響が大きいと考えられます。家庭で提供される食事が、子どもの体格形成に大きく関わってくるとお思いますので参観日や総会などの機会に、資料等をお配りしながら家庭でしっかり子どもの発育に注意していただくというのを進めていければ、子どもたちにとってもより良い環境になっていくのではないかと思います。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 SNSについての怖さというのは、学校も非常に強く思っていて、子どもたちに対して様々な指導を行っているところですが、起こってからということだったのかとならない当事者にすることで、かなり苦心されています。生徒指導連絡協議会というのが一関市内にもあって、去年はその研修会で警察署の生活安全課長にお見えいただいて、SNS関係のことについて高等学校も入っていただく形での研修会を行いました。おっしゃられているところが共通の悩ましいところ。家庭への理解を求めたいところということで一致しているところでした。

○教育長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは(1)学校教育行政の重点についてを終了します。

## その他(2) その他

○教育長 それでは、(2)その他に入ります。事務局からお願いします。

教育次長。

○教育次長 10月27日の月曜日に巖美でクマによる人身被害が発生したことに关してですけれども、被害に遭われて亡くなられた方に対してはご冥福をお祈りいたします。

教育委員会では、10月27日の月曜日の午後一番にこの事案の一報を受けたところです。速やかに同じエリアということで巖美小学校と巖美中学校へ注意喚起と児童生徒の安全確保について教育委員会内部で協議して、すぐ学校へ連絡を行い、保護者へメールで一

斉連絡をとってもらった形になっています。基本的に登下校対策ということで、保護者の送迎を原則とし、スクールバス利用者は停留所での引き渡し、徒歩通学者は学校での引き渡し、小学校で学童保育を利用する場合は校地内に学童保育施設があるということで、学童についても保護者への引き渡しということを連絡したところです。たまたま厳美中学校が、週末の文化祭で振替休校となっていて、この日は先生も生徒たちも学校には居なかったところではありますけれども、校長へ連絡を取って、登下校の在り方については小学校と同様の形で対応していただくことに連絡を行い、現在も対応しているところです。また、当面は屋外活動は中止としております。小学校では今週 31 日にやる予定だったマラソン大会の中止ですとか、中学校では屋内外とも部活動を中止とし、早目の帰宅ができるような形での対応をとっているところです。昨日今日と新聞にも出ていますが厳美小学校では、全校朝会で身を守る行動とかそういったことについて練習をするなど、危機意識のレベルを上げてそれぞれの危機管理対応マニュアルというのが学校でもありますので、それに沿って対応していただいているところです。

教育委員会関係のイベントに関しては、先ほどの報告にもありましたが、骨寺村荘園関連では、若神子亭に関連して秋祭りのイベントがありましたが、駆除されたクマが今回人を襲った個体かどうかの特定ができていないこともあり、今回は中止とさせていただいております。まちづくり推進部でも、奥に健康の森などもございますのでイベントの中止や屋内実施への切り替えなどをやっていただいておりますし、厳美地区の区長に対しての注意喚起なども徹底していただいているところです。

市におきましては、事案が発生した 10 月 27 日と 28 日の 2 日間、臨時の庁議を行いまして、現状の共有とそれぞれの部署の対応について確認をしているところです。なお引き続き、地域住民の不安が大きいということで、市としても二次被害を出さない。これは警察や猟友会との連携を強化しながらやっているところですが、不安解消の具体的な対策として、身を守るですとかクマを寄せ付けないなどの徹底、広報レベルを上げていくというところでも確認をしているところです。また北上市などの対応、ほかに出ているところの対応なども共有してはどうかとの意見も出されておりますし、ただ逆に観光施設への風評被害の懸念というようなものもありますが、まずは安全安心な生活が送れるようにというところに注力をする形になっています。

制度が変わって、市街地や日常生活圏内にクマが出てきた場合に、市町村長の判断で駆除できるというような緊急銃猟制度が施行になっているわけですが、一関市としてのマニュアルについても今現在備えているところで、その部分についても共有がありました。なかなかそこについてはハードルが高いので、できることとして関係機関との連携ですとか協力を要請するというようなところも含めて現在は検討しているところです。

基本的にクマは今までも出ているということで「慣れ」が怖いというところもございますが、これまでのクマの行動パターンと人や犬を襲って来ることが全国的にも増えておりますし、東北ではかなり増えていきますので、日常生活圏内に頻繁に出没する行動の変容が出てきているというところから、危機意識を上げていく必要があるのかなというところがございます。特に児童生徒の安全確保が第一ということで、学校の方にも取り組みについては徹底を図っていただいているところです。

**○教育長** クマの件につきましては、前回の定例会の時に議会報告の中から南小学校の例を出した際に危機管理について後ほどお伝えしますということにしておりましたので、県で作っております危機管理マニュアルの抜粋を配布してございましたのでご覧いただきたいと思っております。

これは令和7年4月に発行されたものですが、前書きがございます。平成23年度に改訂されたものを毎年見直ししているものです。平成13年に大阪の小学校に不審者が入って小学生の複数の痛ましい事案があった時に、このようなマニュアルが必要になるということでそこから作成されて、毎年全国の事例や岩手県内で心配される事例についての指針を示したものです。目次の第1章では、「危機管理体制の確立」ということで、各学校で危機管理をどのように組織化していくかということが述べられております。第2章に「事項別危機管理の要点」ということで、学校生活にかかる事項からいろんな視点であります。ここにあるものが実際に全国で事故が起きていたり、心配されるものとなっております。クマについては、第2項「自然災害等に係る事項」の6番と7番の「猛獣」ということで、山林でクマを発見した場合、学校周辺にクマが出没した場合ということで、全部は載せておりませんが細かいものはホームページに出ておりますので、必要に応じて見ていただければと思います。第2章第2項自然災害等に係る事項で、6山林でクマを発見した。野外活動で出かけて行った時に、ケース1クマの足跡やフンを発見した。ケース2遠くにクマを発見した。ケース3突然、クマに出会った。ケース4クマに襲われ、けがをした。その時このように対応する指針が述べられております。7学校周辺にクマが出没した。体育の授業中、校庭の近くの田んぼから学校の方に向かって歩いてくるということで、その時の危機管理対応の指針が出ておまして、前回の南小学校では、この7の項目を基に事前に学校で共通確認をとって対応したものとなっております。各学校ではこの2つの事例に基づいて学校の規模や地域の実態に基づいて、マニュアルを作成して共通理解をして対応しているというところですので、今、教育次長の方からはクマの市としての取り組み、厳美小中学校の取り組みということで話されましたが、このことに何かございますか。

よろしいでしょうか。

それでは3(2)のその他を終了いたします。

以上で第 282 回一関市教育委員会定例会を終了いたします。本日もありがとうございました。